

空家等除却工事補助事業

令和2年4月から、地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、まちなみの形成を阻害している空家住宅の除却工事費用の一部を補助します。

※補助金の交付決定前に行われた除却工事は対象外となります。

●補助対象住宅

1年以上使用の実態が無い住宅（賃貸は除く）で、泉佐野市木造住宅除却工事補助金交付制度及び、泉佐野市不良住宅等除却工事補助金交付制度の対象とならない建築物

●補助対象者

- ・補助対象住宅を所有する個人。
- ・市税について滞納がない者

●補助内容

- ・住宅除却工事費用の一部で最大**65万円**の補助金を交付します。
（除却工事費用が65万円未満の場合はその額）

問合先：

泉佐野市役所 都市計画課 計画係

072-447-8124(りんくうタウン駅ビル東棟2階)